

○栃木市浄化槽設置補助金交付要綱

平成28年4月28日
告示第166号

栃木市浄化槽設置補助金交付要綱（平成22年栃木市告示第89号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 市の交付する栃木市浄化槽設置補助金（以下「補助金」という。）については、栃木市補助金等交付規則（平成22年栃木市規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、生活系排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置者に対し、予算の範囲内で交付するものとする。

（定義）

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共用水域 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。
- (2) 生活系排水 し尿及び雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。）をいう。
- (3) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽で、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBODが20ミリグラム毎リットル（日間平均値）以下の機能を有するもので、法第4条第2項に規定する構造基準に適合するものをいう。
- (4) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (5) くみ取便槽 し尿を貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽（泡又は少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取る方式の便槽を含む。）をいう。
- (6) 敷地内処理装置 浄化槽からの放流水を処理する装置であつて、別に定める浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準（平成22年3月29日栃木市制定）に適合するものをいう。
- (7) 宅内配管工事 浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水を流下する管をいう。）、ます及び浄化槽から公共用水域（敷地内処理装置を有する場合にあつては、同装置）までの放流管の設置に係る工事をいう。

（令4告示103・令5告示69・一部改正）

（補助金の交付対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) 本市の下水道認可区域等（公共下水道認可区域及び農業集落排水区域をいう。以下同じ。）でない区域において、専用住宅（主に居住の用に供する建築物又は延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建築物をいう。以下同じ。）に処理対象人員が10人以下の浄化槽を設置しようとする者
 - (2) 本市の下水道認可区域等において、専用住宅に処理対象人員が10人以下の浄化槽を自費で設置し、良好な管理の下、設置が完了した日から5年を経過しても公共下水道又は農業集落排水（以下「公共下水道等」という。）が供用されないために、接続ができない状態にある者。この場合において、公共下水道等が整備され、供用が開始されたときは、速やかに公共下水道等に接続をすることを条件とする。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当であると認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しないものとする。
- (1) 浄化槽設置整備事業における国庫補助指針について（平成4年10月30日衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に定める「浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽のうち、当該指針に適合しないものを設置する者
 - (2) 前項第1号に掲げる者にあつては、浄化槽設置整備事業実施要綱（平成6年10月20日付け衛浄第65号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）に定める環境配慮型浄化槽に適合しない浄化槽を設置する者
 - (3) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者
 - (4) 販売等の目的で専用住宅を建築する者。ただし、居住を目的として当該専用住宅を購入した者

が申請する場合は、この限りでない。

- (5) 専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
- (6) 私道において公共下水道等の布設申請がされていないため、公共下水道等が使用できない者
- (7) 第6条の規定による補助金の交付申請時において、市内に存する生活系排水を浄化槽で処理する専用住宅に居住している者。ただし、当該専用住宅に居住する世帯から転出し、市内に新築する専用住宅に処理対象人員が10人以下の浄化槽を設置する者を除く。
- (8) 市税を滞納している者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認めた者

(平29告示29・令4告示103・令5告示69・一部改正)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する経費に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、別表に掲げる額を限度とする。

(令4告示103・一部改正)

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、栃木市浄化槽設置補助金交付申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し及び浄化槽仕様書（構造図）の写し
- (2) 設置場所の平面図及び案内図
- (3) 工事請負契約書の写し及び工事の見積書の写し
- (4) 専用住宅を借りている者にあつては賃貸人の承諾書
- (5) 登録浄化槽管理票（C票）及び登録証の写し
- (6) 法第7条による法定検査依頼書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業の完了後30日以内、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽の設置に係る工事の写真又は設置の状況がわかる写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第8条 規則第9条の規定により、補助金等交付請求書に添付する書類は、交付決定通知書の写しとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に、改正前の栃木市浄化槽設置補助金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によるほか、この告示の施行の日の前日までに、改正前の要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 4 下水道認可区域等において浄化槽の設置が完了した日からの期間は、この告示の施行前の期間を通算するものとする。ただし、現に公共下水道等に接続がなされている場合は、補助の対象としない。

(告示の失効)

- 5 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(令4告示9・追加、令6告示69・一部改正)

(告示の失効に伴う経過措置)

- 6 この告示の失効の日の前日までに、補助金の交付申請を行った者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

(令4告示9・追加)

附 則 (平成29年告示第29号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年告示第9号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年告示第103号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の栃木市浄化槽設置補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後になされる申請に係る補助金について適用し、同日前になされた申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年告示第69号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の栃木市浄化槽設置補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後になされる申請に係る補助金について適用し、同日前になされた申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年告示第69号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (第5条関係)

(令4告示103・令5告示69・一部改正)

1 下水道認可区域等でない区域に設置する場合

経費の区分		限度額
浄化槽の設置	5人槽	332,000円
	6～7人槽	414,000円
	8～10人槽	548,000円
敷地内処理装置の設置		100,000円
単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去		100,000円
宅内配管工事		300,000円

備考

1 敷地内処理装置の設置については、浄化槽の設置がなされた場合に限り、加算するものとする。

2 単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去については、既設の単独処理浄化槽又はくみ取便槽から浄化槽へ転換をする場合（専用住宅の建て替えに伴うものを除く。）に限り、加算するものとする。

3 宅内配管工事については、既設の単独処理浄化槽又はくみ取便槽から浄化槽へ転換をする場合に限り、加算するものとする。

2 下水道認可区域等に設置する場合

経費の区分		限度額
浄化槽の設置	5人槽	332,000円
	6～7人槽	414,000円
	8～10人槽	548,000円